

平成28年第9回定例会
藤崎町教育委員会議事録

| | | | |
|---|---|---------------|---------|
| 日 | 時 | 平成28年9月28日(水) | 午後1時30分 |
| 場 | 所 | 常盤生涯学習文化会館 | 視聴覚室 |

第9回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要報告

5 報告事項

報告第21号 専決事項について

6 議決事項

議案第14号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案

議案第15号 学区外就学承認願について

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

| | | |
|----|------|---------|
| 委員 | (1番) | 田澤 文雄 |
| 委員 | (2番) | 浅瀬石 久仁子 |
| 委員 | (3番) | 榊 公子 |
| 委員 | (4番) | 石澤 貴幸 |

教育委員会事務局

| | |
|--------------------------|--------|
| 教育長 | 武田 登 |
| 学務課長 | 兵藤 範明 |
| 生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長 | 森 篤 |
| 学校給食センター所長 | 佐々木 盛男 |

事務局職員

| | |
|---------|--------|
| 学務課課長補佐 | 清野 健志 |
| 学務課係長 | 長内 真理子 |
| 学務課主事 | 阿保 匠 |

午後1時30分 開会

◎武田教育長 ただいまから、平成28年第9回藤崎町教育委員会会議を開会します。

◎武田教育長 はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定に基づく「会議録署名者の指名」をいたします。本日の議事録署名者は、3番の榊委員と4番の石澤委員にお願いします。次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。

会期を平成28年9月28日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議無しと認め、会期を平成28年9月28日の一日間とします。次に、平成28年第8回教育委員会の議事録の概要について、報告をお願いします。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 平成28年第8回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。平成28年第8回定例会は、平成28年8月30日（火）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館視聴覚室において開催されました。

報告事項では、「報告第20号臨時代理について」が報告されました。

議案事項では、「議案第13号議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」が審議され、原案のとおり承認されました。

第8回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりましたが、質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、報告事項に移ります。報告第21号「専決事項について」報告をお願いします。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 1ページをお開き下さい。報告第21号「専決事項について」標記について、別紙のとおり報告する。

平成28年9月28日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町立藤崎小学校教諭の病休等に伴い、代替講師等の採用の内申について専決したので報告するものである。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

3ページをお開き下さい。資料1、「県費負担教職員の採用（内申）」でございます。学校名「藤崎町立藤崎小学校」、職名「講師」、氏名「花田崇」、内申事由「病休代替」、発令希望年月日「平成28年9月1日」、学校名「藤崎町立藤崎中央小学校」、職名「講師」、氏名「小岩節子」、内申事由「産休代替」、発令希望年月日「平成28年9月1日」、学校名「藤崎町立藤崎中央小学校」、職名「講師」、

氏名「小岩節子」、内申事由「産休代替」、発令希望年月日「平成28年10月1日」、学校名「藤崎町立藤崎中央小学校」、職名「講師」、氏名「山口智美」、内申事由「産休代替」、発令希望年月日「平成28年9月1日」、学校名「藤崎町立藤崎中央小学校」、職名「講師」、氏名「山口智美」、内申事由「産休代替」、発令希望年月日「平成28年10月1日」学校名「藤崎町立藤崎小学校」、職名「講師」、氏名「齋藤修平」、内申事由「欠員補充」、発令希望年月日「平成28年10月1日」学校名、「藤崎町立藤崎中央小学校」、職名「事務職員」、氏名「前田亜矢子」、内申事由「欠員補充」、発令希望年月日「平成28年10月1日」、学校名「藤崎町立常盤小学校」、職名「講師」、氏名「米谷愛」、内申事由「欠員補充」、発令希望年月日「平成28年10月1日」、学校名「藤崎町立藤崎中学校」、職名「講師」、氏名「上長根未帆」、内申事由「育みプラン」、発令希望年月日「平成28年10月1日」であります。

一人について、発令月日が2つあるものがありますが、これは、出産のため休暇を取る者の産後休暇と育児休暇の切り替わりによるものであります。最後の表にあります内申事由の育みプランですが、県では「あおもりっ子育みプラン21」を策定し、本来40人となっている中学校の単式学級の人数の基準を1学年2学級以上の場合は、33人とすることが出来るとしています。藤崎中学校の1年生の在籍数は79人であり、33人編成とすると3学級となるため、講師を1人採用しているものであり、今回の内申は、4月から採用している者の半年更新に係るものであります。

専決事項については、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりました。ご質問等ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。無ければ、議案審議に入ります。議案第14号「教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案」を議題とします。説明を求めます。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 6ページをお開き下さい。「議案第14号教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案」、教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則を次のように定める。

平成28年9月28日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 教育長に対する事務委任規則について、文言の整理のため所要の改正を

行うものである。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

8ページをお開き下さい。教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則の改正文であり、条項の改正部分を列挙したものであります。少しわかりづらいので、次ページ、9ページの新旧対照表をもって説明いたします。教育長に対する事務委任規則では、例えば、第2条第1項第4号、(4)のところですが、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員（以下「職員」という。）となっており、教育委員会職員と学校その他の教育機関の職員、すなわち、教育委員会職員と学校教職員の事をまとめて記載し、第3条では、第1項第1号と第2、(1)と(2)のところですが、(1)には、県費負担職員、(2)には、職員（県費負担教職員を除く。）と分けて記載してあり、非常にわかりづらい状態となっております。また、末尾には、教育長が新たに任命された今では、不要となった、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正後、教育長が従前の任期により在籍する場合の経過措置を設けております。

今回の改正は、このように文言の整理と近隣市町村や県の規則も勘案しながら、改正を行うものであります。

まず、第2条の第1項であります。従来は、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事、となっておりましたが、事務の管理及び執行というよりは、広義の意味での教育施策の基本方針を定めること、といたしました。

第2項は、従来は、委任された全てのものについて報告となっておりますが、必要と認められるものについては、といたしました。

第3条の第1項については、先ほど申したとおり少しわかりづらいので、第2条第1項第5号に呼応する形で、(1)(2)を1つにまとめ整理しました。懲戒については、改正後も専決は出来ませんが、人事については、従来は、校長及び教頭、役場職員にあつては、課長補佐級以上を除いたものについて、専決出来るとしていたものを、近隣市町村や県にならい、校長及び課長級以上の人事に関する事を除く、としました。結果的に、教頭以下、課長補佐級以下の人事については、専決出来るとしたものであります。

第2項及び第3項については、事務という文言よりも広義の意味を持たせ事項

といたしました。また、第4項についてですが、従来は、人事を除いて、教育委員会において指定する事のみ、必要であれば次の定例会に報告する、としておりましたが、今後は人事を含め、必要であれば、次の会議に報告する、としました。

第4条については、第1項を削除しました。また、次の10ページにまたがりませんが、第2項を簡潔にし、さらに、会議が成立しない時は、という部分を付け加えました。第3項については、事務の管理及び執行の状況及びてんまつ、を広義の事項という文言に置き換えました。最後の（経過措置）については、冒頭に申しましたように、教育長が新たに任命された今では、不要であるため削除することとしました。11ページ、12ページには改正後の全文を記載しております。

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案については、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案審議に入ります。議案第14号「教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第14号「教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案」を原案のとおり承認します。続いて、議案第15号「学区外就学承認願について」とありますが、この案件には様々な問題が含まれておりますので、この審議は一番最後に回したいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議無しということで、次にその他に入りますが、事務局より何かございますか。

◎森生涯学習課長 はい、今回は教育委員の皆様方の研修ということで、生涯学習課から、レジュメを準備させていただきました。今回の課題協議事項につきましては、「学校・家庭・地域の協働による人財の育成について」となっておりますが、この協議事項については分野が広いことから、何回かに分けて課題協議を整理し、委員の皆様方と様々な議論・協議をして参りたいと考えております。

今回は、委員の方もよく耳にする言葉であると思っておりますが、協働により事業を展開している「学社連携・学社融合事業について」町の事業実施内容を述べさせ

ていただきながら、「人財を育成することの必要性」について、お話をさせていただきたいと思います。

はじめに、私たちの規範、目標、指針としている最上位法規となりますのが、日本国憲法であります。その憲法に則り、私たちの教育の目的を明示し、日本の教育の基本を確立することを定めた法律となる「教育基本法」が、昭和22年に制定されております。

この法律では、学校教育、社会教育、政治教育、宗教教育等において必要な施策を講ずるように努めなければならないとされていることから、平成18年までは、この法律に基づき、各自治体、各種の大学等において様々な事業展開を推進してきました。

その「教育基本法」がおおよそ10年前の平成18年12月22日に初めて改正・公布されました。このことに伴い、町においても、関係する条例の改正及び新規条例の制定を行い、町民の方々が社会人として必要な資質を備え、心身共に健康な生活を享受できる教育行政を展開しているところであります。

今回はレジュメを2部、用意しておりますが、はじめにお手元の「改正前後の教育基本法の比較」を見ていただきたいと思います。この改正された、新「教育基本法」では、新しい条項が新設され、「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として規定されました。

その理念については、「改正前後の教育基本法の比較」の3ページ目に第三条として規定されております。内容は、「一人ひとりが人格を磨き、豊かな人生を送るため、いつでも、どこでも、学習ができ、その成果を生かすことが出来る社会の実現を図らなければならない。」というものであります。

そして、学校における生涯学習の推進、学習支援を行うためには、1ページ目に戻っていただいて、2ページ目の（教育の目標）第二条の三号として、アンダーラインを引いておりますが、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が規定され、2枚めくって、4ページの（義務教育）の第五条の二項として、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い」とあり、後段では、「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とする。」ということが新たに規定されました。

このことから、学校教育の中で、学校が行うべき生涯学習社会における柱が明記されていると思っております。その柱の一つは、「生涯学習能力の育成、生涯にわたって学び続ける力の育成」であり、もう一つが、「社会の形成者として必

要な資質能力の育成、学びの成果を町のために生かす力の育成」ではないかと考えております。そして、7ページには、家庭教育の第十条が新規に規定され、保護者が子どもの教育について、第一義的責任を有することと、国や県、町が家庭教育支援に努めなければならないと、新たに規定されております。また、8ページには、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力、第十三条が新たに規定され、学校、家庭、地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携協力を努めることが規定されております。

このような法律改正が行われてきたことを踏まえて、二つ目のレジュメの「学社連携・学社融合事業について」レジュメに沿い、お話させていただきます。「学社連携」という言葉は、平成18年以前から使われ、うたわれて、町としましても社会教育、学校教育の面において、その推進・事業展開を図ってきたところです。また「学社融合」については、平成18年以後に、使われはじめて、町としても、その事業の展開を図って参りました。

はじめに、現在の私たちの状況・現状について、家庭・地域・学校のそれぞれの分野の面から、子どもたちを取り巻く環境の現状について、述べさせていただきます。まず、「家庭の現状」についてであります。家庭は一番心が安らぐ場所であり、人格を形成する上で最も重要な場所は、家庭であります。しかしながら、急速な社会情勢の変化と共に、核家族化や少子化、夫婦共働き、片親家庭の増加、地域教育力の低下といったような、家庭環境の変化とともに、保護者もまた、子育ての自信喪失など、その抱える問題は複雑・深刻化していると言われております。

このようなことを踏まえ、先ほどの「改正前の教育基本法の比較」で述べました。教育基本法の改正で、新たに、推進するための条項が規定されるなど、「家庭教育の重要性」と「学校、家庭、地域住民との連携の必要性」が再認識されています。次に、「地域の現状」についてですが、子どもたちは、さまざまな人と関わり、時には違った考え方と接することで、社会での規範意識などを覚えることができます。

しかしながら、現在は、個人の価値観、ライフスタイルの変化、24時間必要なものが手に入る生活となっていることから、地域の中で交流し、互助という、互いに助け合うという必要性がなくなっていることから、人間関係が希薄になってきていると感じております。このことから、家庭での孤立化、学校及び地域活動への参加意識の低下により、地域教育力の低下を招いていると考えます。

そして、「学校の現状」についてであります。学校には多くのことが求め

られています。学力の向上はもとより、キャリア教育、特別支援教育の推進・充実や問題行動などへの対応などに的確に対応する能力が求められていることから、その役割・責任は増加しています。そのことに対応するための、研修や会議の増加により、子どもたちと向き合うための時間的余裕、ゆとりが無い状況にあるのではと考えます。

2 ページ目をお開きください。「今、なぜ「学社連携・学社融合」なのか」ということですが、先ほども述べましたが、社会環境の変化により、子どもたちの直接体験の機会が減少し、生活する上での技能・能力が十分でないことが指摘され、町では学校教育と社会教育が一体となって、子どもたちの総合的な力となる「生きる力」の育成を図るために、「学社融合・学社連携事業」を展開し、様々な事業を行っているところであります。事業については、この後に説明いたします。

次に、「この学社連携・学社融合とは」ということで、簡単に説明いたします。はじめに、「学社連携」についてですが、学校教育か社会教育のどちらかが、その目標や目的を達成するためにとられる方法であり、事業の全部または一部に協力・支援するものであります。図式化しますと右の図のようになります。また、実施するための事業計画及びその事業評価については、主催する側にあります。

そして、「学社融合」については、右の図で示しているように、「学校教育」でもあり「社会教育」でもある双方に共通した内容で事業展開を図り、双方の目標や目的を同時に達成するものをいいます。また、実施にあたっての事業計画は双方で実施するものであります。

これらのことから、その違いを、「事前の取組」、「展開」、「事後のメリット」ということで整理しますと、「事前の取組」については、「学社連携」は各々いずれかが実施し、「学社融合」は、共同計画での立案を行い、実施する条件としては、「学校」側では、教育課程の成立が必須であり、「社会教育」側では、社会教育事業の成立が条件となります。

そして、「事業の展開」としては、「学社連携」は、主体側のプログラムで進行し、その活動に対して、連携側は、参加・協力・支援という形で協力するというものであり、「学社融合」は、プログラムとその実施目標及び活動について、共有・協働化により展開し、活動を展開するにあたっては、各々の指導については、役割を分担化し行うこととなります。

また、「事後のメリット」については、「学社連携」は、主体側にあり、連携側は受動的なものとなります。大きなチェック項目としては、「教育課程としては

認定しにくい」ということになります。また、「学社融合」では、双方にメリットがあり、学校教育、社会教育の実施目的がそれぞれ達成できるものであるということになります。

このことを「町民運動会」を例えとしていいますと、「社会教育」側で、町民運動会の企画立案をし、その開催場所を学校用地（グラウンド）として開催し、「学校」側では、その使用を許可するとともに、当日の学校行事などを開催せず、児童生徒に積極的に参加を促す、または参加者を募り、運動会を盛り上げるようなことが、「学社連携」による、町民運動会となります。

また、「学社融合」による「町民運動会」の開催となりますと、運動会の企画立案を学校側と社会教育側で合同で計画し、それぞれの目標を達成するための運動会を開催するものとなります。たまに、テレビ・新聞等で目にしますが、過疎化・少子化により児童数が減少し、運動会の競技種目の設定がなかなか組み立てることができなく、その学区の住民が参加して、合同運動会を兼ねて運動会を開催するものなどが学社融合事業と言えると思います。

次の「町における「学社連携・学社融合」事業について」であります。学社連携事業としては、①の家庭教育支援から⑭の町防災訓練などがその事業となるものであり、学社融合といたしましては、①の思春期セミナーから⑦のキャリア教育などがその事業としてとらえて実施しているものであります。この事業内容の説明については、時間の都合上、説明の後の質疑によりお話ししたいと思っております。

4ページ目に移りますが、この「学社連携・学社融合」事業を行うことによる、「事業の成果」についてですが、「子どもたちにとって」は、様々な体験を通して得た記憶・知識をこれからの人生において直面する問題の解決に役立つとともに、地域の大人たちと接することにより、地域への関心、愛着、信頼感を培うことになり、「学校にとって」は、地域に学校を知ってもらうとともに、地域の教育資源を活用することで、奥行きのある学習活動を展開できるようになります。このため、先進的な事業展開を行っている他市町村の学校現場では、教職員に「社会教育」の事務分担を担任させ、学習活動を展開している学校も数多くあります。

次に、「地域の人々にとって」は、学校との連携・融合事業を行うことにより、学習成果の活用や「生きがい」としての活動機関が図られ、地域教育力の向上につながり、多面的かつ相乗的な効果を生み出すことになると考えます。

町において、「学社連携・学社融合」の事業を展開することにより、今回の課題協議事項であります、「協働による人財の育成」につながるものと思っております。

ます。そして、委員の皆さまはご承知かと思いますが、当文化会館の入口の前に「生涯学習之碑」が建立されております。その銘板には、江戸時代の儒学者である佐藤一斎氏の言志四録の「言志晩録」から書き写した石碑がございます。

少【わかくして】学べば、則【すなわち】壮にして為【なす】こと有り。

壮にして学べば、則老いて衰えず。

老いて学べば、則死して朽ちず。と刻まれております。

その意味は、若くして学べば、大人になって世のため、人のために役に立つ人間になり、壮年になって学べば、年をとっても衰えない。いつまでも生きいきしていただける。年をとって学べば、死んでもくさらない。その精神は永遠に残る。ということをおは、この語録を選んだ、現在102歳となっている、町亀田在住の「小山内政男」先生から教わりました。また、この語録は、浅瀬石教育委員が平成23年に開催した、「いきいき生活大学」の開講式での記念講演の中で、「作家世良啓さん」として参加者の方々に対してお話しをいただいているところであります。

生涯学習課としましては、この「生涯学習之碑」に刻まれている語録を町としての「規範・目標」として、事業展開を図って参りたいと思っております。以上で終わります。

◎武田教育長 今、生涯学習課長から説明の方がありました。学校・家庭・地域の協働による地域の人財育成ということで従来、学社融合ではなく、学社連携の方を受けてきたのではないかなと思います。学校教育と生涯学習は異なるということで生涯学習の理念にもあるとおりの豊かな人生を送るためには生涯にわたって、あらゆる所で、あらゆる機会に自分の学習をしていくということ。学校教育が終わったからもう学習しなくても良いなんてことはなく、死ぬまで学習していく必要があるということで融合になってきたのではないかなと思います。生涯学習と学校教育は車の両輪ということではなく、重複するものである。社会教育、学校教育でやることは異なるということではない。それぞれが融合しながら子どもたちに努めていく必要がある。今言ったように学校教育だけではなく、家庭教育、社会教育で地域の教育力を集結させていくことにもなる。

このことについて委員の皆様にも意見をお聞きしたいなと思っております。また、町に対して委員のみなさまは学社融合・学社連携の行事とかもありますので例えば、この行事についてはこのようなことを加えても結構ですので思いついたことを行っていただければ結構です。

◎田澤委員 はい、最初に今日あの学社融合というのを初めて理解したかなと思いまし

た。今まで考えていたのは学社連携ですね。融合というのは教育課程の中にきちっと入れるということになっているということですよね。今まであれば、特別教育活動とかで体験的な活動というのは入っていますよね。そういう意味では教育課程の中に両方で相談して、社会教育担当の先生も入っているということを初めて聞きましたが、そうなりますと綿密な生涯学習課と学校課程の連携とかはどうなるのでしょうか。

◎森生涯学習課長 はい、町のことで話しますけど、頭に学社融合とついているのがこの七つの事業です。学校側でも補助事業の名前として県費の補助事業としてどういう目的でどういうカリキュラムでどういう日程でやっていくかという学校側に計画してもらって、それを元に生涯学習課で県の方に補助金の申請をしていくというのが実情です。児童生徒鑑賞事業についてこれは確実に学社融合事業で学校側こういうものを鑑賞したい、生涯学習課でこういったものを鑑賞させたいといったものを融合させながら、時間調整しながらやっているものもあります。私どもの方で学社融合として捉えているものでも学校側では学社融合として捉えているかはわかりませんが、こういったことを2月でも3月にでも学校側と話し合いながら、行事日程を作る前にでも話をして、ある程度手順を踏んで共通認識をもってやっていくべきではないかと思えます。

郷土クラブについては藤崎小学校、藤崎中央小学校の方では菊様の舞とかの町の無形文化財の方を行っておりまして、常盤地区の常盤小学校、明德中学校では同じく無形文化財の獅子踊りについて伝承されていない。これは今年中に協議をして、お願いをして、融合事業として進めていけないかと模索している最中でありま

◎田澤委員 はい、年縄の体験についてはどうなっているのでしょうか。

◎森生涯学習課長 はい、年縄については縄をなうということで一年で全てやるというわけではなく、今年は蛇腹をつくるという様に年度ごとに変わっていくんですよ。ただその、縄をなうということと年縄の歴史というのは説明しています。これは学校側と年縄保存会の方とやっています、生涯学習課の方では、中に入ってこういう活動を学校側してみたいので協力してくれませんかということをしています。恥ずかしながら、私たちの方でもどんどん入っていかなければならないですが、慣れから来ているのか継続性来ているのか改めてこちらの方から入っていかなければならないと思えます。

◎榊委員 現場に理解してもらわないといけない。学社融合に関しては、学校経営者である学校長の校長会等でアピールしていく必要があるのではないかと、それで理

解を得ることによって教育課程の中に織り込まれれば走り出すのではないかなと思います。

そこまでいくのは大変なのではないかと思う部分はあります。今藤崎町の各学校の現状を端で見ていると、学校でやらなければならない諸行事等に追われて、社会教育的なものを受け入れていく余裕があるのかなど、でもとても大切なことだと思います。キャリア教育に関しても町全体で社会教育の方々の協力を得られて、もっと深い良いものがキャリア教育でも学ばせることができると思うので、またそういう風な部分では学校の現場に学社融合をすることによっていろんな活動がこうもっと深まっていくもっと良いものを子どもたちに体験させられるようなことをPRして受け入れてもらって、相互理解していく方向にいくと学社融合というものが生きてくると思います。

◎森生涯学習課長 はい、私もそう思います。私たちの方も学校側もそういったことの夜明け前だと思います。必要があって、切羽詰まってから行動を起こしますので、必要な人財が見つかったときにキャリア教育のときにやってもらおうと、またその人も町の人財として活躍できますし、子どもたちもその人や職業を目標として、頑張っていくことになるので必要だと思います。しかし、榊委員がおっしゃる通り、学校側も行事に追われているというのが現状だと思います。

◎田澤委員 はい、私が一番感心しているのはあいさつ運動です。冬期間は休みますけど、月に一回車で町長や教育長が町を回って歩くと、いろんな方が参加しているじゃないですか。町内会とかPTAとか老人クラブとか、先生方とかあちこちでいろんな方が出てきて、町で音楽とか流して、非常にいいなと思っておりました。藤崎地区とか常盤地区を周って歩くというのは狭い町だからこそできる働きかけではないかなと、子どもたちが大人の見守り、月に一回のあいさつ運動で声をかけ、大人は見守っていると、何年くらい前から始まったかわかりませんが、子どもたちにいい影響を与えていると思います。ちょっと話が変わりますが、あいさつ運動のときに車で町内を回っているときに藤崎中央小学校のときに行きました。その時、校門前に中央小の先生ではない方が立っているなと思いました。一人は確か藤小の先生だよと、二人は、藤中の先生だったよと、先日会う機会がありましたので聞いてみました。藤崎中央小学校のところにあいさつ運動のときいなかったかと、いましたと。なんでいたのかと聞いてみたところによると、小中連携の協議会の中で生徒指導部会、担当の先生たちが計画して、小学校の先生方が他の小学校に行ったり、中学校の先生方が小学校に行ったりと、先生方も朝早くからですね、他の小学校に行ったりして、声がけしていると、町の先生方

は町の子どもたちだからと、校舎は違ってもね、それを聞いて感心してね、そういうこともあるのかなと思いました。ちょっと話がずれましたけど、このあいさつ運動はすばらしいと思います。

◎森生涯学習課長 はい、町民の方もこのあいさつ運動は子どもたちがあいさつしてくれるということで喜んでくれていますし、町外の方からもですね、お褒めの言葉をいただいております。高校生とかになりますと、口を開きづらくなっているところがありますが、こちらの方からあいさつすると、あいさつを返してくれますし、先にあいさつしてくれる高校生もおります。それはですね、見たことがある人がいるからあいさつをしてくれているのかもしれない。

◎浅瀬石委員 藤崎町というのはイベントがすごくたくさんあるなっていう風に、思っ
て、生涯学習課のみなさんもすごくやってくれているなという感じはありますし、それを利用してみんな楽しく、楽しくいく方法はないかなと、今すごくたくさんありますが、学校の行事もありますし、生涯学習課の行事もあります。これをうまく、連携というか融合させられたなと思っておりました。これはアイデアでして、押しつけではないのですが、例えば町民運動会とか、ちなみに運動会というのは日本で初めて始まったものなんですよ、明治に入ってからやったもので、小学校作ったときに小学校だけでは児童が少ないから地域のみなさんに協力してもらって、秋祭りと一緒に運動会を開催したのが日本の運動会の始まりらしいですね。例えば、町民運動会と三小学校の運動会を合同でやって同じ日に合わせてやっていると、午前中は子どもたち、午後は大人たちという風にわけて、やっていると、一回で済むし、お父さん、お母さんもその日仕事休んで、三小学校の合同運動会を見に行かなくても済みますし、これからどんどん子どもも減っていくので、それから文化祭ですけど、10番に資料館あすかの夏休み展示会というものがありますが、実は藤崎小学校はふれあい館で、藤崎中央小学校は藤崎中央小学校の体育館で展示されているのですが、それぞれほんとにすごい作品ばかり作っているんですね。クオリティが高いのですが、それぞれ自分の学校の作品しか見られないものですから。これを例えば、藤崎町の秋祭りの作品展示出させてもらう、そうすれば、先生たちわざわざ秋祭りの作品展示にもう一回作らせたりとかいろんなことさせなくて、済むようになるし、たくさんの人に見てもらえるし、小学生でも、他の学校の小学生はどういうの作っているのかなってわかったりするし、全員分出せなくても金賞とか取った物だけでもいいんですけど、でもできれば子どもたちのがあれば夏休みあれだけ頑張った物を飾れば、夏休みあんなに頑張ったものを体育館に一週間飾っただけで終わりというの

はもったいないなど、先生たちも楽しめるかな。また、チャレンジデーの日に京都市の町歩きというものがあってすごく良かったと、聞いて、私も参加したかったんだけど、例えばこの日に中学生とか中学二年生とかあるいは小学校6年生とかと一緒に町歩きしてもらって、これを道德教育の時間に数えてしまうとか、地域を分かる時間になるようにするとか。夏の祭りのながしこの合同運行とか成人式15日にあって、ながしこ7日だったんですけどその年成人になる人にながしこやってもらおうとか、同窓会気分、あとは中学生に協力してもらって、ながしこに使ったものを文化祭に展示するとか、どっちにも使えるとか、ほんとライブなんかもそれでできたらいいなとか。郷土クラブとか藤崎中央小学校のやつでほんとはよかったので、これの発展系でこうもっとう放課後クラブ活動とか学童保育とかもっとう大きい枠で小さいときから集めて、バドミントン教えるとか吹奏楽教えるとか小さい町だからできるんじゃないかなとかスペインに行ったときに人口3,000人くらいの小さい村で演奏したんですよ、こんな田舎な村で村の井合同バンドが演奏するからどんなもんなんだろうと思ったんだけど、すごくクオリティが高くて、聞いたら、6歳から必ず楽器1つ持たせて音楽、サッカーをやらせるんですね、6歳からずっとやるから村中の人が集まってきて、上は60歳から70歳くらいまでのおじいちゃん、おばあちゃんまで混ぜて合同バンドやるんですが、すごいすばらしいですよ、大きい弘前市とか青森市とかではできないですが、藤崎や常盤みたいなところでしたら、これを強化するという決めてやっ飛ばせば、放課後使って、バドミントンでも郷土芸能でも一生使って、伝統を継承しながら、豊かな人間性を形成できるのではないかなと、スポーツと音楽ができれば、人生すごく楽しめると思うのでいいかなと、具体的にはどうすればいいかなとはわからないですけど、セカンドスクール、豊田の一輪車スクールに聞いてみて、放課後の子どもたち預かって見るの大変だとか、ゲームやってやめさせられないで困っているとかここをチャンスに使える何かがあればいいかなと思っていました。あとはこの間も藤崎もいい演奏会があるのであれと小学校か中学校の鑑賞教室を合同にして、予算多めにとって、いいアーティストを呼んで、それを町民と児童生徒に見させるってのもありかなと、学校の先生たちが技術教室探して何してという事務負担を減らして、町ぐるみでそういった活動をしていければいいかなと思っています。もうちょっと先生たちも余裕もってできるのかなと、皆で楽しんで楽しくできる事業にしていくとか、もう少しイベントを整理するとかして役場の人たち、土曜日でも日曜日でも来て、休める日があればいいかな

- ◎森生涯学習課長 はい、そう思います。実際、そうやっていけばいいんですけど一歩踏み込み出せないというのが現状で、その中で放課後の時間を部活とかに割いて学童方育について、参加させないといけないとなった場合問題とかもあるでしょうけど、整理していくと可能かと思えます。そういう話をしながら、進めていけばかなと思えます。そういう各課、各事業所の集まっての計画作成の委員会もありますのでそうなれば話しあいもありますので話をしていきながら、毎年生涯学習計画というのを作って進めていくんですけども、その中でいろんな事業、100を超える事業が列記しているので、その中で出てこないといけないですし、連携を図りながら、融合をしながら、進めていく必要があるかなと思えます。
- ◎浅瀬石委員 学校と生涯学習と力を合わせてね、家族全員でその日楽しめるものを作ってってください。すぐにはなかなか難しいかもしれませんが。
- ◎森生涯学習課長 はい、運動会はですね。私個人の考えですけど、運動会は小学校区での大きなイベントとして進めていく必要があるかなと、小学校区というのは地域の人がいつも目をかけているエリアですね、町民が参加できるようなものな事業展開を考えていく必要がありますね、ただ時間的に長くなりますので、
- ◎浅瀬石委員 各小学校は各小学校のでやっていいんですが、三小学校の合同運動会あるじゃないですか。
- ◎森生涯学習課長 はい、競技大会ですね。
- ◎浅瀬石委員 あれと町民運動会を合体させたら、いいだろうなと思ってます。小学校のやつはみなさん楽しみにしているので。
- ◎森生涯学習課長 そのような情報を得ながら、機会があれば発信していければなど。
- ◎石澤委員 はい、私が今ふと思い出したのは、常盤小学校三年生の商店街探検、私豆腐屋時代に小学生たちが訪ねてきましたけど、今考えれば、あれは連携の方ですね。先生が紙持ってきて、この日くるのでお願いいたしますと、たぶん仕事にくるから迷惑がっているんですかね、わたしなんか小学生たちがきて一生懸命に勉強するので、ほほえましいんですが、その後、豆腐買いに来ますとかって嬉しい作文が届くんですが来ないんですよ。そういうのを見ると、むなしく、やっぱりはまりなので企画の段階で私も参加できたらなと思っていたので、しかし、そうなってくると打ち合わせとかで負担かと思えます。しかし、大人の出る機会が少なくなっているんで、人材育成というかそういう観点からやっていけたらなど。
- ◎森生涯学習課長 はい、そういった人間こそが地域の人材であり、必要なんです。そういった人が活躍できるように機会を作っていけたらなと思っています。声かけ

ますし、学校側からも声かけやすい状態を作って行けたらな思っております。

◎武田教育長 はい、皆様、ご意見出していただいたわけですが、これ今学社連携・学社融合ということで社会教育ですね、これ変更になるあたりが一番花盛りであったのではないかなと気がします。法改正があつて、大分経ちますが従来言われていた連携の意識が強かったと思われます。社会教育を取り入れながら、社会的な人間、生きる力、心豊かな人間を育成していただければならない。生きる力と言え、たくましい体、確かな学力というものがあげられますが、ただこれは社会の変容、ただこれまで学力重視であり、これによって豊かな心というものが失われてきました。なぜ今、これなのかということで先生方、社会教育主事講習、北東北三県で持ち回りで開催されています。これに参加するのはほとんど役場とかの行政職、職員、学校の先生たちはこれに行つて、本来取り入れることを考えなければならぬ。学校に取り入れることを考えなければならぬ。例えば、県に入って指導主事になるということは非常に難しい。そこで社会教育主事をとつて県の指導主事になるという人もいた。当時は派遣社会教育主事といつて、学校にも役場にも派遣されていまして。だいたいこういう職員は管理職になると、本来の社会教育が必要だと思ひ、なつてゐる人もゐるだろうけど、そう思つてなつてゐない人もゐる。ただ、そういう人たちがもっと力を入れれば、もっともっと成果が出たのではないかなと思つてゐます。じゃあ、今の現実を言つて地域の資源をもつと人間とかを活用しながら、もっともっと子どもたちのためにやつていかなければならぬかなと思つておゐます。ですから、当町でやつてゐる行事に浅瀬石委員がさきほどおしやつたようにこれとこれくつつけた方がいいんじゃないかなとか考へて、またいろんな行事をやりながら、子どもたちの豊かな心を育む必要があるのではないかなと思つておゐます。また、皆様からこのような意見をいただきたいと思つておゐます。

また、先ほど話しました。議案第15号について、みなさんにお諮りしたいと思ひます。この案件には、個人情報が含まれることから、審議については、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、公開しないこととしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 ご異議ないものと認め、議案第15号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした別紙資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いします。それでは、議案第15号「学区外就学承認願について」の説明を求めます。

－非公開審議－

◎武田教育長 以上で、本日の議案審議を終了いたします。

会議録作成者
藤崎町教育委員会 学務課
主事 阿保 匠

閉会時間 午後4時

教育長 武田 登

3番 神 公子

4番 石澤 貴幸